

松江市物品又は役務の調達に係る一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が物品又は役務の調達において実施する一般競争入札における入札参加資格の設定等に関し、松江市財務規則（平成17年松江市規則第47号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項（事業所の所在地に関する要件に限る。）を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる物品又は役務の調達は、松江市物品の売買等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成18年松江市告示第366号）の適用を受ける業務とする。

(一般競争入札における入札参加資格の設定要件)

第3条 一般競争入札における入札参加資格の設定については、原則として第1号に定める資格を設定するものとする。ただし、第1号によって競争性の確保が図れない場合は第1号に加えて第2号に定める資格を設定することとし、それでも競争性の確保が図れない場合は、さらに第3号以下に定める資格を必要に応じ、加えて設定することとする。

- (1) 松江市内に本社を有する業者
- (2) 松江市内に契約を委任した営業所等を有する業者
- (3) 松江市内に契約を委任しない営業所等を有する業者
- (4) 松江市内に営業所等を有しない業者

(指名競争入札における入札参加者の指名要件)

第4条 希望型指名競争入札及び指名競争入札における入札参加者の指名については、前条の規定を準用する。

(随意契約において見積書を徴する者の選定要件)

第5条 随意契約における見積書を徴する者の選定については、第3条の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告等を行う物品又は役務の調達について適用する。